

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月13日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部 危機管理演習運営

本業務は、大規模災害時における職員の迅速かつ適切な災害対応力強化に向け、直下型地震・十勝岳噴火災害等を想定した防災訓練の企画検討、分析、資料作成及び運営補助、訓練結果をとりまとめるとともに、訓練結果等を踏まえ業務継続計画などの各種防災関連資料を更新し、今後の危機管理体制を充実させることを目的とする。

(2) 業務内容

1. 計画準備 一式

2. 防災訓練の企画検討及び運営補助等 一式

(1) 非常参集訓練の企画検討及び運営補助 一式

(2) ロールプレイング方式訓練の企画検討及び運営補助 一式

(3) 十勝岳噴火総合防災訓練の企画検討及び運営補助 一式

(4) 大規模災害を想定したドローン操縦訓練の運営補助 一式

3. 防災関連資料等の作成 一式

(1) 業務継続計画の作成 一式

(2) 防災対策マニュアル・防災ポケットブックの作成 一式

4. 報告書の作成 一式

(3) 履行期限 令和7年3月14日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提

供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 北海道内に本店を有する者であること。

- (6) 技術者等に関する要件

同種又は類似業務の経験を有する者であること。

- (7) 業務執行体制に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、企画提案する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

イ 配置予定業務担当者については、以下の体制がとれること。

・業務期間内において責任者1名、担当者1名を配置すること。

- (8) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。

提案者は、平成25年度以降に完了した業務において、下記〔1〕又は〔2〕の実績を有すること。

なお、受注実績回数は問わない。

〔1〕 同種業務：北海道開発局が発注したロールプレイング方式による防災訓練業務

〔2〕 類似業務：北海道開発局、北海道、又は北海道内の自治体が発注した防災訓練業務

3 手続等

- (1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話 0166-32-2379 電子メール hkd-as-open@gxb.mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月13日から令和6年4月11日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、9時から16時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けること

が困難な場合（郵送等を希望する場合）は、上記3（1）の担当部局に連絡すること。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月4日12時00分 上記(1)と同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ。
- (3) 企画提案書の作成に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる落札決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和6年4月11日とするが、当該業務にかかる令和6年度予算成立が4月12日以後となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。